

**令和7年度 若者起業家育成事業企画・運営業務委託プロポーザル
募集要領**

県内の若者が起業にチャレンジしやすい環境を整え、若手スタートアップの創出を促進するため、若手起業家の育成に係る業務（以下「本業務」という。）を実施する。本業務に係る委託先事業者の選定にあたり、この要領に基づきプロポーザルによる募集を行う。

1 委託業務の概要

別紙「若者起業家育成事業企画・運営業務 仕様書」のとおり

2 委託期間

令和7年 月 日から令和8年3月31日まで

3 委託契約額の上限

11,583,000円（消費税および地方消費税込）を上限とする。

4 参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、一の個人もしくは法人または共同企業体であって、本業務の実施に必要な能力を有し、以下の資格要件をすべて満たしている者であること

（1）個人または法人

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
- イ 参加資格認定の日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること
- ウ 国税または主たる事業所の所在地での地方税（都道府県税）を滞納している者でないこと
- エ 過去5年間に於いて公示業務と同種または類似の業務を履行した実績を有すること
- オ 次の（ア）から（イ）までのいずれにも該当しない者であること
 - （ア） 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- （イ） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2

条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

- (ウ) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- (エ) 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- (オ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(２) 共同企業体

ア (１) のアからウまでおよびオに掲げる要件の全てを満たす個人または法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）で次に掲げる事項を定めた協定書を締結していること。

- (ア) 共同企業体の目的
- (イ) 共同企業体の名称
- (ウ) 構成員の名称および所在地
- (エ) 代表構成員の名称および権限
- (オ) 構成員の出資割合
- (カ) 各構成員の責任
- (キ) 利益金および欠損金の配当ならびに負担の割合
- (ク) 取引金融機関の名称
- (ケ) 業務期間中における構成員の脱退に関する措置
- (コ) 業務期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続または解散に対する措置
- (サ) 共同企業体解散後の契約不適合責任

なお、本件契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ本県と協議すること。

- イ 共同企業体の代表構成員が（１）エに掲げる要件を満たすこと。
- ウ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。
- エ 全ての構成員が、本件提案に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

５ 参加申込書の提出

(１) 参加申込書の提出

①提出期限	令和７年７月２２日（火）１７時まで（必着）
②提出方法	電子メールによること（電子メール送信後、電話により着信の確認を行うこと） <電子メールアドレス> keieikaikaku@pref.fukui.lg.jp

③提出先	福井県産業労働部経営改革課 創業・ベンチャー支援グループ
④提出書類	ア 企画提案参加申込書（様式１） イ 企画提案参加事業者の概要、事業内容等がわかる書類（企業案内等）
⑤その他	申込書提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案書の提出を辞退しても、今後当該辞退による不利益を受ける取扱いを行わない。

6 質問および回答

公示業務に関する質問については、「質問票」（様式２）を提出するものとする。

（１）提出先等

ア 提出期限 令和７年７月１７日（木）１７時必着

イ 提出方法 電子メール（電子メール送信後、電話により着信の確認を行うこと）

ウ 提出先 福井県産業労働部経営改革課 創業・ベンチャー支援グループ
<電子メールアドレス> keieikaikaku@pref.fukui.lg.jp

（２）回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

ア 回答方法 参加申込者全員に対し、電子メールで回答する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問票については、原則として回答しない。

7 企画提案書の提出

①提出期限	令和７年７月２９日（火）１７時まで（必着）
②提出方法	電子メール（電子メール送信後、電話により着信の確認を行うこと）
③提出先	福井県産業労働部経営改革課 創業・ベンチャー支援グループ
④企画提案書の内容	別紙「若者起業家育成事業企画・運営業務 企画提案書 作成要領」のとおり
⑤提出書類	ア 企画提案書（様式任意） イ 経費見積書（様式任意） ウ 企画提案参加資格誓約書（様式３） エ 公示業務と同種または類似の業務を履行した実績（様式４） オ 国税または主たる事業所の所在地での地方税（都道府県税）を滞納していない旨がわかる書類（納税証明書等）

	各 1 部 ※企画提案書はA 4 で作成すること（参考様式を参照） ※経費見積書には、経費の見積額および内訳を詳細に記載すること
--	---

8 審査の方法

（1）選定方法

提出された提案書の内容について、参加申込者によるオンラインプレゼンテーションを実施し、提出書類およびプレゼンテーションの内容を基に若者起業家育成業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、最優秀事業者を選定する。

（2）実施日時

令和 7 年 8 月 6 日（水）に実施予定（時間は別途通知する。）

（3）実施方法

Web 会議システムを利用した Web プレゼンテーションにて実施

（Web 会議システムについては県が指定するものを使用すること）

（4）選定結果の通知

審査結果については、採否に関わらず企画提案書を提出した者に書面で通知する。
なお、審査結果の異議申し立ては、一切受け付けない。

9 契約について

（1）契約締結

企画提案書等をもとに委託予定事業者と協議し、協議が整った場合に契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容・経費を一部変更する場合がある。

（2）履行期間

令和 7 年 月 日から令和 8 年 3 月 3 1 日

（3）契約書・契約保証金等

別添の契約書（案）のほか、福井県財務規則ならびに関係法令等の定めるところによる。

（4）契約締結の取り消し

次の場合には、契約締結を取り消す場合がある。

ア 委託予定事業者が、契約の締結に応じないとき

イ 委託予定事業者の財政状況悪化等により、業務履行が確実にない恐れがあるとき

ウ その他、委託予定事業者の社会的信用を損なう行為等により、業務委託が不可能または不適当となるような事情が生じたとき

10 その他

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (2) 企画提案に係る一切の費用については、応募者の負担とする。
- (3) 提出期限後における応募書類の再提出、差替えは認めない。
- (4) 企画提案書を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、また、福井県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報公開を行う場合があることを承知の上で、応募すること

1 1 応募先および問い合わせ先

福井県産業労働部経営改革課 創業・ベンチャー支援グループ 担当：坂下
〒910-8580 福井県福井市大手 3-17-1
電話：0776-20-0378／FAX：0776-20-0371
e-mail：keieikaikaku@pref.fukui.lg.jp